

『全国民生委員互助事業』『県民児協死亡弔慰』申請手続及び給付金額一覧表

区分	種別1	全国互助	申請手続	県民児協	申請	
公務関係	死亡弔慰 公務死亡	100,000円 ～ 200,000円	1. 互助様式第2号「給付金申請書」 2. 互助様式第3号「公務死亡説明書」(原本) 3. 公務死亡証明書(原本) (関係公的機関の長、若しくは当該社協会長等による) 4. 医師の発行する死亡診断書(原本)	10,000円	県民児協弔慰様式第1号	
	傷病見舞 公務傷害 公務疾病	30,000円 ～ 150,000円	1. 互助様式第2号「給付金申請書」 2. 互助様式第4号「公務傷害・公務疾病状況説明書」(原本) 3. 公務傷害・公務疾病証明書(原本) (関係公的機関の長、または当該社協会長等による) 4. 医師の発行する診断書(原本)			
一般給付	死亡弔慰	一般死亡	30,000円	1. 互助様式第2号「給付金申請書」 2. 医師の発行する死亡診断書 ただし互助様式第5号「一般死亡確認書」をもって代えることができる	10,000円	県民児協弔慰様式第1号
		配偶者死亡	10,000円 R4.11.30までの死亡は 15,000円	1. 互助様式第2号「給付金申請書」 2. 医師の発行する死亡診断書 ただし互助様式第6号「配偶者死亡確認書」をもって代えることができる	3,000円	県民児協弔慰様式第2号
	傷病見舞	1ヶ月以上 2ヶ月未満	8,000円	1. 互助様式第2号「給付金申請書」 2. 医師の発行する診断書		
		2ヶ月以上	10,000円	ただし互助様式第7号「一般傷病確認書」をもって代えることができる		
	災害見舞	居宅 全壊・ 大規模半壊・ 中規模半壊	100,000円	1. 互助様式第2号「給付金申請書」 2. 関係官公署の罹災証明書		
		居宅 半壊・ 準半壊	50,000円			
退任慰労	※3年を超える 9年未満	3,000円	1. 互助様式第2号「給付金申請書」 2. 互助様式第8号「退任確認書」			
	9年以上 15年未満	5,000円	死亡による退任の場合は、死亡弔慰をもって退任慰労を含むものとする			
	15年以上	7,000円	※R4.11.30の退任までは、「3年以上9年未満」			

※ 申請は事故発生後1年以内に全民児連に到着のこと

各申請は、市町村民児協事務局を通して行ってください。

申請様式は、「令和4年度全国民生委員互助共励事業運営要綱」と「県民児協弔慰金請求書」を複写、もしくは、本会ホームページよりダウンロードしてご使用ください。